



ライティングダクトー
照明器具用ダクトシステムの安全性要求事項

JIS C 8472 : 2025

(JLMA/JSA)

令和 7 年 1 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	熊 田 亜紀子	東京大学
(委員)	青 木 真 理	川崎市地域女性連絡協議会
	岡 田 香 織	一般財団法人日本消費者協会
	上参郷 龍 哉	一般財団法人電気安全環境研究所
	清 水 洋 隆	一般社団法人電気設備学会
	高 尾 登	IEC/ACTAD 国内委員（東京電力ホールディングス株式会社）
	田 原 房 枝	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会
	松 岡 雅 子	株式会社 UL Japan
	松 木 隆 典	電気事業連合会
	本 吉 高 行	一般社団法人電気学会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 12.9.20 改正：令和 7.1.20

官 報 掲 載 日：令和 7.1.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本照明工業会

（〒110-0016 東京都台東区台東 4-11-4 三井住友銀行御徒町ビル TEL 03-6803-0501）

一般財団法人日本規格協会

（〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017）

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会（部会長 古関 隆章）

審議専門委員会：電気技術専門委員会（委員長 熊田 亜紀子）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 分類	5
5 試験に関する一般要求事項	5
6 表示	6
7 一般要求事項	8
8 構造	8
9 沿面距離及び空間距離	13
10 端子	14
11 外部及び内部配線	14
12 熱耐久性及び動作温度	14
13 感電に対する保護	15
14 耐湿性	16
15 絶縁抵抗及び耐電圧	16
16 保護接地	16
17 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性	17
18 外部配線用の端子及び接続	18
附属書 A (参考) 制御信号を提供する照明器具用ダクトシステムによって 電源が供給される照明器具に行う試験	23
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	24
解 説	26

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本照明工業会（JLMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 8472:2005** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

ライティングダクトー 照明器具用ダクトシステムの安全性要求事項

Lighting busways— Particular safety requirements for luminaires use

序文

この規格は、2003 年に第 4 版として発行された IEC 60570、2017 年に発行された Amendment 1 及び 2019 年に発行された Amendment 2 を基とし、国内の配電事情、使用実態などとの整合を図るため、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。ただし、追補 (amendment) については、編集し、一体とした。

この規格は、照明器具を取り付けることを配慮したライティングダクトの安全に関する規格であり、ライティングダクトの主体となる製品規格は、JIS C 8366 である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、附属書 JA に示す。

1 適用範囲

この規格は、照明器具に電源を供給する 2 以上の極を備え、次のいずれかからなる照明器具用ダクトシステムについて規定する。

- 保護接地 (クラス I) を備えた、極間 (充電導体) 定格電圧が 440 V 以下で、導体ごとの定格電流が 20 A 以下のシステム。
- 保護接地をもたない SELV (クラス III) 回路で、導体ごとの定格電流が 25 A 以下のシステム。
- 商用電源用照明器具 (クラス I 又は II) 及び SELV 電源用照明器具を同時に異なるダクト開口部 (商用電源又は SELV) に接続する上記二つの混合ダクトシステム。

また、照明器具用ダクトシステムは、照明器具の機械的な支持を備える場合がある。

この規格は、壁又は天井に、取り付け、埋め込み又はつり下げて、通常の室内で使用するよう、設計した照明器具用ダクトシステムに適用する。これらの照明器具用ダクトシステムは、船舶、自動車などの特殊な用途、及び爆発などが想定される危険な場所で使用するものではない。

この規格は、異なる照明器具用ダクトシステム間の動作又は性能の適合性を規定しない。クラス I 回路とクラス III 回路との相互接続によって生じる危険の防止については、この規格を適用する。

照明器具用ダクトシステムは、給電以外の制御信号又はオーディオ信号を目的とする補助回路を備える場合がある。

注記 1 現在、次のタイプの制御システムが市販されている：